

募集要項

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館レストラン経営者募集要項

1 目的

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館（以下「美術館・図書館」という。）本館のレストランは、利用者の憩いの場、交流の場として重要な役割を担うものです。施設のキャッチフレーズである「みんなで美術館」「ささえる図書館」の趣旨を理解し、美術館・図書館の運営と調和させ、魅力あるレストラン経営に意欲をもつ経営者の方を募集します。

2 所在地 〒444-1325 愛知県高浜市青木町九丁目6番地18

3 施設の概要

- (1) 施設 高浜市やきものの里かわら美術館・図書館 本館 1階 レストラン
- (2) 面積 190.26平方メートル（厨房を含む） テーブル席 約30席
- (3) 形状等 別紙図面のとおり

4 応募資格

法人・個人を問わず、応募できます。ただし、施設利用者のニーズを把握することはもとより、美術館・図書館の企画する展覧会またはイベント、更に美術館・図書館や隣接の森前公園を会場にした各行事に対する理解・協力ができる方であり、以下の全てに該当する方に限ります。

- (1) 高浜市内で飲食店営業許可のある法人又は個人であること。
- (2) 事業税等の諸課税を滞納していないこと。
- (3) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間に受けていないこと。
- (4) 経営状況が健全で、レストランを安定的に継続できること。
- (5) 高浜市商工会の会員又は今後会員となる予定であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年4月1日改訂）に基づく排除措置に該当するものでないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市内における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (8) 高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続きの申立てがなされていないこと。ただし、更正手続開始の決定又は、再生計画認可の決定が申請日以前になされている場合は、この限りでない。

募集要項

5 行政財産の使用許可について

美術館・図書館のレストランスペースは、高浜市から行政財産使用の許可を得て使用する必要があります。本施設の指定管理期間を鑑み、今回募集するレストランの運営期間は令和10年3月31日までとします。但し高浜市への行政財産の使用申請手続は毎年行っていただきます。

6 実施条件

(1) 営業期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日

(2) 営業日時

①営業日 かわら美術館・図書館の開館日

※休館日は月・火曜日（祝日の場合は翌平日）・年末年始が基本ですが、開館日や時間については、美術館・図書館の指定管理者と高浜市が協議のうえ決定することとなります。

②営業時間 午前10時から午後9時までの間

(参考)美術館機能・・・午前10時～午後5時

図書館機能・・・午前10時～午後6時

ホール等貸室・・・午前10時～午後9時(予約時のみ)

※午後6時以降はレストランとして独立した営業時間となりますが、行事等によっては、美術館・図書館指定管理者又は高浜市と協議する場合もあります。

※モーニングの実施など営業時間の新規提案は協議の対象とします。

(3) 営業種目 食事又は喫茶等の飲食関連サービスとします。

(4) 法令等の遵守

レストランの営業に関する衛生・安全・設備及び備品管理についてはレストラン経営者が全面的に責任を負うこととなります。

①食品衛生法及びその他の法律等に基づいた運営を行なってください。

②施設内禁煙です。

③貴重な文化財が保管・展示され、それを鑑賞する来館者や他の施設利用のお客様がいらっしゃることを自覚し、従業員の規律・マナーを徹底し、サービスの向上に努めてください。

④レストランエリアの火災や事故が施設全体へ大きな影響を及ぼすことを十分考慮し、安全管理に努めてください。災害保険等のレストラン単独加入も必要となります。

(5) 運営に係る経費等について

運営にかかる経費はレストラン経営者の負担であり、自己の責任で営業を行い、販売代金はレストラン経営者に帰属します。

①レストラン使用料

「高浜市使用料及び手数料条例」に定める月額44,630円以上の提案を求めるとします。この使用料は高浜市にお支払いください。

②レストラン案内看板使用料

募集要項

現在設置している看板（×1）の使用料として、「高浜市使用料及び手数料条例」に定める年間18,130円以上の提案を求めるとします。この使用料は高浜市に毎年4月末までに支払っていただきます。看板作成や設置工事費はレストラン経営者の負担となります。またデザインについても美術館・図書館指定管理者及び高浜市との協議が必要となります。

③電気代、水道代、ガス代

レストラン経営者の負担とし、ガスは独立メーターによる直接請求、電気・水道は美術館・図書館指定管理者が検針して請求書を発行します。請求金額を指定口座に期日までに振り込んでいただきます。

④備品、消耗品など

市の備品である厨房機器やテーブル等の什器類の使用に関しては使用料に含むものとします。ただし、新たに必要な機器・什器類の購入や、既存物品を含む修繕・買い替え・廃棄等に係る経費はレストラン経営者の負担とし、かつ事前に美術館・図書館指定管理者及び高浜市との協議をお願いします。また、電球や衛生消耗品等レストラン業務で使用する消耗品は経営者の負担です。

⑤内装、設備装置

既存の内装（床・壁・天井・建具・窓類等）及び設備装置（照明器具・電気・空調・給排水・ガス・水道・防災等の設備装置）の使用は使用料に含まれますが、故障、欠陥に関わる修繕費についてはレストラン経営者の負担となります。美術館・図書館全体の躯体に係る設備（防災設備等）は協議対象です。

⑥改装

レストラン経営者が内装・設備等の改装を希望する場合は、事前に美術館・図書館指定管理者及び高浜市との協議をお願いします。承認された場合の改装工事については、同様に協議をお願いするとともに、費用の全てはレストラン経営者の負担となります。

⑦衛生管理

清掃、廃棄物処理及び害虫駆除等のレストラン衛生維持に係る費用はレストラン経営者の負担とします。

⑧原状回復

営業期間が終了したときやレストラン経営者が期間途中で運営を辞退する場合又は高浜市が行政財産使用の許可を取り消した場合は、令和6年3月末の状態を基準に原状回復して頂きます。

⑨市による改修工事等

災害等の不可抗力による被害をはじめ、地盤を含む美術館・図書館建築本体及び基幹設備の劣化・故障・破損がレストラン施設に及ぶ場合は、高浜市による改修工事を行いません。但し市は休業補償等をせず、復旧等については協議により決定することとします。

募集要項

⑩その他

- ・レストランの経営を他者に委託や転貸することはできません。また、レストラン営業以外の目的では使用できません。
- ・高浜市の行政財産目的外使用許可の条件に違反した場合、またはその他美術館・図書館に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがあります。
- ・施設や設備等を損傷した場合、または第三者へ被害を与えた場合は賠償していただきます。
- ・本募集要項に定めのない事項については、高浜市及び美術館・図書館指定管理者との協議により決定することとします。

7 応募期間 令和5年11月6日（月）から11月20日（月）まで

8 書類提出

(1) 方法 高浜市こども未来部文化スポーツグループまで持参してください。(郵送不可)
※月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 受付

(2) 書類

下記の書類を提出してください。高浜市公式ホームページからダウンロードできます。

- ①申込書（様式第1）
- ②事業計画書（様式第2）
- ③組織の概要（様式第3）

9 選定方法

(1) 書類選考とし、高浜市と美術館・図書館指定管理者が合議の上で選定します。必要な場合は申込者からの内容説明を求める場合があります。12月15日（土）までに、選定された申込者には選定通知書、選定されなかった申込者には非選定通知書をもって通知します。なお、提出された書類は返却しません。その内容については秘密を厳守します。
※提案の使用料 [p. (5)①②] の多寡で決定するわけではありません。

(2) 審査基準

評価項目と配点は以下のとおりです。

	評価項目	配点
①	美術館・図書館のレストランにふさわしい料理、飲み物が期待できるか。また、季節、展覧会及び客層に合わせたメニューが期待できるか。	25点
②	料理の価格設定が適正であるか。	25点
③	美術館・図書館のレストランにふさわしい接客サービスが期待できるか。	25点
④	美術館・図書館の企画や施設を会場とした行事との連携効果が期待できるか。	25点
⑤	申込者の業務内容、規模及び実績は公立施設にふさわしいか。	50点
		150点満点

募集要項

※候補者の選定については、評点の6割以上を条件とします。

※評価項目①～⑤において「適していない」の評価を受けた場合は候補者から除外します。

(3) 現地説明について

11月1日(水)の1日間、随時現地説明を行います。

10月27日(金)15時までに下記問合せ先にメールで申し込んでください。

メールのタイトルは「かわら美術館・図書館レストラン現地説明希望」とし、

- ・応募者氏名 (社名または店舗名)
- ・連絡先 (住所および日中に連絡のとれる電話番号)

行き違い防止のため、送信後必ず電話でもメール送信の旨ご連絡ください。

(4) 質問及び回答

本要項及の内容について質問がある場合は、市公式ホームページ上に掲載のある「質問書」フォーマットに記入し、電子メールに添付してご質問ください。

なお、電子メールの件名は【かわら美術館・図書館レストラン募集_質問事項】としてください。また、受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を申込期間中の市の執務時間中(土曜日、日曜日、祝日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡してください。

個々での口頭又は電話による問合せには応じないものとします。

質問への回答は11月13日(月)に質問事業者名を除き市公式ホームページで公表します。

①質問受付期間 11月 2日(木)午前9時から6日(月)午後5時まで

②回答 11月13日(月)

③質問を受付ける電子メールアドレス E-Mail : bunka@city.takahama.lg.jp

【問合せ先】

高浜市役所こども未来部文化スポーツグループ 【担当・山本】

〒444-1398

愛知県高浜市春日町五丁目165番地(いきいき広場3階)

電話 0566-52-1111(内線331)

FAX 0566-52-8188

メール bunka@city.takahama.lg.jp

募集要項

(様式第1)

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館レストラン経営申込書

令和5年 月 日

高 浜 市 長 様

(申込者) 所在地

法人名又は屋号

代表者名

(連絡責任者) 部署

職・氏名

電話番号

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館レストランの経営につきまして、次の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書
- 2 組織の概要

【以下の応募資格を満たしていることが必要です。□に✓を記入してください。】

- 高浜市内で飲食店営業許可のある法人又は個人である。
- 事業税等の諸課税を滞納していない。
- 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間に受けていない。
- 経営状況が健全で、レストランを安定的に継続できる。
- 高浜市商工会の会員又は今後会員となる予定である。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年4月1日改訂）に基づく排除措置に該当するものでない。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市内における一般競争入札等の参加を制限されていない。
- 高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者ではない。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続きの申立てがなされていない。（ただし、更正手続開始の決定又は、再生計画認可の決定が申請日以前になされている場合は、この限りでない。）

募集要項

(様式第2)

事業計画書

※いずれの項目も、書ききれない場合は別用紙に記載して添付してください。

1 レストラン経営の基本方針及び営業計画

--

2 使用料に対する提案金額

内容	提案額(円)
レストラン使用料 「高浜市使用料及び手数料条例」月額44,630円	月額
レストラン看板使用料(×1) 「高浜市使用料及び手数料条例」年間18,130円	年間

3 職員体制

--

4 主なメニュー及び価格

メニュー	価格	主な内容

募集要項

5 収支計画

項 目		1年目	2年目	3年目	4年目	備考
売 上	食 事					
	飲み物					
	その他					
費 用	人件費					
	材料費					
	使用料等					
	その他					
収支差額						

6 地域行事や地域活性化活動への参加・協力実績を簡潔に記載してください。

実績がない場合は「なし」と記載し、今後、かわら美術館・図書館に提案できる内容を考えて記載してください。

--

募集要項

(様式第3)

組 織 の 概 要

法人・屋号名			
代表者名			
所在地			
設立年月日			
資本金（個人事業者は記載不要）			
事業方針			
主な事業内容			
最近の売上高	期 間	飲食部門（千円）	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
営業店舗			
従業員数			
会社・店舗の沿革			

※レストラン経営に必要な資格等（飲食店営業許可証、食品衛生責任者資格証、調理師免許等）の写しを添付してください。

※会社概要等の資料があれば添付してください。

※法人の場合は登記簿謄本を添付してください。